

3-5 男女平等参画

1 男女平等参画の総合的な推進

●基本方針

基本条例の制定や男女平等参画推進センターの設置により、あらゆる施策の基本に男女平等参画の視点を盛り込み、男女共同参画社会の実現に向けた具体的な施策を実施します。

女性のみならず男性の意識変革もすすめ、社会全体に性別役割分担を解消する意識を高めます。

女性の自立に向けた能力開発や審議会等への女性委員の登用率を高めるなど、あらゆる分野への参画を支援します。

●現状と課題

男女共同参画社会の実現のため、平成 13 年度に男女共同参画プランなごや 21 を策定、平成 14 年度に男女平等参画推進なごや条例を施行し、平成 15 年度に男女平等参画推進センターを開設しました。また、男女平等参画推進会議の開催、市民との協働による事業の実施など、行政と市民、企業などとの連携につとめています。

今後はさらなる男女平等参画の推進に向け、条例やプランに基づいて男女の固定的性別役割分担意識の変革や、あらゆる分野への男女の参画などをすすめる必要があります。男女平等参画推進センターはそのための総合的な拠点施設としての役割が期待されています。

●数値目標

	現状値	18 年度目標値	22 年度目標値	所管局
審議会等への女性委員の登用率	20% (14 年度)	30%	40%	総務局
数値目標設定の考え方： 政策などの立案過程への女性の参画をすすめるため、審議会等への女性委員の登用率を高める。				

●事業計画

事業名	事業内容	現況（⑮末見込み）	計画目標 [⑯～⑳の事業量等]	所管局
男女平等参画施策の総合的推進	男女平等参画推進なごや条例および男女共同参画プランなごや 21 に基づき施策を総合的・計画的に推進	推進	推進	総務局
男女平等参画推進センターの運営	センターの管理・運営の一部を NPO などにより実施	実施	実施	総務局
	NPO などとの協働による講座などの企画・運営	実施	実施	
市民に対する情報・学習機会の提供	男女平等参画などに関する情報提供を行うとともに、企画運営の段階から市民の参画を得て、実践的な講座などを開催	実施	実施	総務局はじめ関係局

2 女性の人権の尊重

●基本方針

女性の人権の尊重の視点から、セクシュアルハラスメントやドメスティック・バイオレンス※1などの社会問題に積極的に取り組みます。

●現状と課題

ドメスティック・バイオレンスをはじめとして、女性の人権はまだまだ尊重されていない状況です。女性の人権の尊重をすすめるために、様々な具体策を推進する必要があります。

●数値目標

	現状値	18 年度目標値	22 年度目標値	所管局
市が支援している民間シェルター数	2 (15 年度)	3	3	総務局
数値目標設定の考え方： 暴力の被害から逃れる女性のための緊急一時保護施設への家賃補助数を増やす。				

●事業計画

事業名	事業内容	現況（⑮末見込み）	計画目標 [⑯～⑳の事業量等]	所管局
女性に対する暴力防止意識の向上	女性に対する暴力の社会的認識の徹底や暴力防止のため、市民向けの講演会や職務関係者向けの研修などを実施	実施	実施	総務局 はじめ 関係局
女性のための相談の充実	男女平等参画推進センターにおいて、関係機関との連携をはかりながら女性への暴力などに対応する相談を実施	実施	実施	総務局 はじめ 関係局
	女性に対する暴力の被害者支援ネットワークとの連携を強化	実施	実施	
民間シェルターへの支援	暴力の被害から逃れる女性のための緊急一時保護施設である民間シェルターとなる住宅の家賃を補助	補助 2 件	補助 3 件	総務局

※1 ドメスティック・バイオレンス

夫婦間や恋人間など、婚姻の有無を問わず親密な関係にある人々の間におきる暴力。身体的暴力だけでなく、精神的暴力、性的暴力も含まれる。